



# 基準協会だより

No.90



2025(令7)年も“安全第一”！ 出雲大社(コラージュ写真) で 安全祈願しましょう !!



## 新年 あけまして おめでとうございます

### 目 次

新年のご挨拶	
高田労働基準協会長	2
新年のご挨拶	
上越労働基準監督署長 様	3
上越労働基準監督署からのお知らせ	4
○労働時間の適正把握と正しい賃金	
○必ずチェック最低賃金！(新潟県最低賃金)	
○冬季不災害運動(12/1~2/28)	
○労働安全衛生関係手続の一部が 電子申請義務化へ !!	16



発行 高田労働基準協会 上越市春日野1丁目5-10  
TEL 025-523-9595 FAX 025-522-9599

新年のご挨拶

# 生産第一よりも安全最優先



高田労働基準協会 会長

株式会社 ダイセル 執行役員

いけだ のぶひこ  
新井工場長 池田 信彦



新年明けましておめでとうございます。

高田労働基準協会会員事業所の皆様、そのご家族やご親族、ご友人と賑やかに、あるいは、静かな年末年始を過ごされた方、すべての皆様にとって、新しい年が良い年になりますように心よりお祈り申し上げます。

昨年を振り返りますと、元日の夕刻に発生した「令和6年能登半島地震」で、甚大な被害が発生しました。当事業所内でも多くの被害がありました。また地震からの復旧作業に取組まれる中、9月の記録的な豪雨でさらに被害に見舞われました。1年を通じて、災禍に苦しめられ、悲痛な思いをされたことと存じます。被災された皆様にお悔やみとお見舞いを申しあげますとともに、1日も早い復興を願うばかりです。ここで、私たちは広域災害における多くの問題を投げかけられましたと思います。大規模災害への課題として、揺れへの備え、津波・浸水への備え、復旧への備えなど様々な備えが必要であると思い知らされました。大規模災害への備えを盤石にするため、家族を含めた人命の確保を第一に復旧までの備えを進めて行きたいとおもいます。

一方で毎日と言つていいほど感動と感激を与えてくれた米大リーグの大谷翔平選手が9月19日、メジャー史上初の「50本塁打・50盗塁」を達成したことです。また、ナショナルリーグの本塁打王と打点王の2冠に加え、最優秀選手(MVP)にも選出されるなど圧倒的な輝きを放ちました。「二刀流」は封印であいたが「走・打」で実力を発揮されました。

さて、令和5年度よりスタートした「第14次労働災害防止計画」の目標達成に向け、様々な取り組みの支援・援助を図るとともに、労働者の安全と健康確保を推進し、健康で安心して働く職場環境の快適化に努めて参りました。

令和6年の上越労働基準監督署管の労働災害発生状況(休業4日以上・速報値)については、237件(新型コロナウイルス感染症関連除く)、前年比-22件と減少を見せている。しかしながら、死亡労働災害は、平成29年の0人以降7年連続で発生しており、更に令和6年では7人の尊い命が亡くなりました。令和6年は3人、近年で労働災害が多発した平成25年でも年間6人であり、令和6年は過去最多を更新しております。

会員の皆様におかれましては、日々、職場の安全と安心を確保するための取り組みを懸命に実行されておられます。今一度、「生産第一より安全品質最優先」のものづくり現場にしていくことを宣言していただきたいと考えております。

最後になりますが、今後とも当協会へのご支援、ご協力を心からお願いを申し上げるとともに、上越労働基準監督署様ならびに各会員事業所の皆様の無災害、益々のご発展とご多幸を祈念致しまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



ゼロ災害参加運動のシンボルマーク



## 新年のご挨拶

上越労働基準監督署

署長 小林 要介 様



新年あけましておめでとうございます。高田労働基準協会会員の皆様には、穏やかな新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃より労働災害防止など労働基準行政の推進に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年を振り返りますと、新年早々、石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6の地震が発生しました。上越市、妙高市は能登半島から地理的に近く皆様も大変なご苦労をされたと推察します。また9月にも能登半島で豪雨災害が発生し、河川の氾濫、土砂災害が多発し、甚大な被害に見舞われました。この度の地震及び豪雨により、被害に遭われた方々に対して心よりお見舞い申し上げるとともに、被災地の一刻も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

一方、昨年4月から「働き方改革関連法」施行における猶予期間が終了したことにより、物流・運送業をはじめ、建設業、医師等の分野でも時間外労働等の上限規制が適用されることになりました。これらマンパワーに頼ってきた職種では、労働時間の適正化による災害減少や健康確保などが期待される一方で、労働時間が制限されることにより、業務量削減に伴い売り上げ利益の減少、また、人手不足、技能不足による安全面でのリスクの増大などが課題となることから「2024年問題」として対応を迫られました。

さて、当署の労働災害発生件数(休業4日以上の死傷災害)は、速報値で対前年比8.5%(22件減)減少しましたが、死亡災害は7件発生し、昨年の2件より大幅に増加しました。新潟労働局全体では18件発生していますが、当署管内で発生した死亡災害が対前年比大幅増となったことから新潟労働局全体の死亡災害発生件数を押し上げている極めて不本意な結果となりました。業種別では、建設業、その他の事業(小売・飲食業、社会福祉施設等)は、前年比で減少傾向にありますが、製造業、運輸交通業は増加傾向にあります。事故の型別では、相変わらず「転倒災害」が最多となっています。例年、転倒災害は冬季間の積雪・凍結などにより多発する傾向にありますので、外気温が氷点下になることが予想される日の前日には、各労働者に注意喚起をお願いします。また、少子・高齢化の進展に伴って60歳以上の高年齢労働者が増加し、それに伴って災害も増加傾向にあります。令和6年の当署管内の高年齢労働者の労働災害の発生率は全体の3割強を占め、事故の型別では、高年齢労働者による労働災害の4割弱を「転倒災害」が占めています。

このような背景から、高年齢労働者の労働災害防止に向けての取り組みが喫緊の課題となっています。具体的対策の実施にあたっては、高年齢労働者の労働災害発生には、加齢に伴う身体・精神的機能低下が影響を与えることを踏まえたりスク低減の視点からの対策を推進するようお願いします。あらゆる業種において、これまでに蓄積した知識や経験等を活かし、元気に活躍される高年齢労働者の力は不可欠であると考えます。高年齢労働者が安心して安全に働くことができ、その能力を最大限に発揮できるようにするために、高年齢労働者の働きやすい職場環境の整備や働き方の見直しを行う視点も必要です。このような職場環境を形成することを通じて高年齢労働者に限らず、全ての働く人の労働災害を防止できる取り組みもお願いいたします。

結びに、この令和7年が会員の皆様にとって、実り多い素晴らしい一年となりますよう、益々のご隆盛とご多幸を心から祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

# 上越労働基準監督署

## からのお知らせ

～ 次頁からのリーフレットをご覧ください～



- 1 労働時間を適正に把握し  
正しい賃金を支払いましょう
- 2 必ずチェック 最低賃金！  
新潟県最低賃金
- 3 冬季無災害運動推進中！  
(12/1～2/28)
- 4 労働安全衛生関係の一部手続きが  
電子申請が義務化

詳細は上越労働基準監督署に  
お問い合わせ下さい!!  
☎ 025-524-2111(代表)

# 労働時間を適正に把握し 正しく賃金を支払いましょう

労働時間は毎日適正に把握し、それに基づいて賃金を計算し、支払うことが必要です。

1日ごとに、一定時間に満たない労働時間を一律に切り捨て、その分の賃金を支払わないことは、労働基準法違反となります。



**このような取り扱いは、労働基準法違反です！**

## ■勤怠管理システムの端数処理機能を使って労働時間を切り捨てている

勤怠管理システムの端数処理機能を設定し、1日の時間外労働時間のうち15分に満たない時間を一律に切り捨て（丸め処理）、その分の残業代を支払っていない。

## ■一定時間以上でしか残業申請を認めない

残業申請は、30分単位で行うよう指示しており、30分に満たない時間外労働時間については、残業として申請することを認めておらず、切り捨てた分の残業代を支払っていない。

## ■始業前の作業を労働時間と認めていない

毎朝、タイムカード打刻前に作業（制服への着替え、清掃、朝礼など）を義務付けているが、当該作業を、労働時間※として取り扱っていない（始業前の労働時間の切り捨て）。

※ 労働時間の考え方については、裏面をご参照ください。

### ワンポイントアドバイス

- 労働時間における端数処理の例外として、1か月における時間外労働、休日労働および深夜業の各々の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合に、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げることは、常に労働者の不利となるものではなく、事務簡便を目的としたものとして認められます。
- また、1日の労働時間について、一定時間に満たない時間を切り上げた上で、その分の賃金を支払うことは、問題ありません。



# 労働時間とは

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいいます。使用者の明示または默示の指示により労働者が業務に従事する時間は、労働時間に該当します。

たとえば、次のような時間は、労働時間に該当します。

- ① 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（**着用を義務付けられた所定の服装への着替え等**）や業務終了後の業務に関連した後始末（**清掃等**）を事業場内において行った時間
- ② 使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間（いわゆる「手待時間」）
- ③ 参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間

労働時間の考え方については、リーフレット（「労働時間の考え方：「研修・教育訓練」等の取扱い」）もご参考ください。



## 労働時間の適正な把握

労働基準法においては、労働時間、休日、深夜業等について規定を設けていることから、使用者には労働時間を適正に把握する責務があります。

使用者は、労働時間の適正な把握のために、以下の措置を講じてください。

### 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置

#### ●始業・終業時刻の確認及び記録

使用者は、労働時間を適正に把握するため、**労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること。**

##### 1. 原則的な方法（以下のいずれか）

- ・使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録すること。
- ・タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること。

##### 2. やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合

上記1の方法によることなく、自己申告制により行わざるを得ない場合は、一定の措置を講ずる必要があること。

#### ●賃金台帳の適正な調製

使用者は、**労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと。**

詳細は、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」をご参照ください。



ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください

# 割増賃金の基礎となる賃金とは？

## ■ ■ ■ 使用者は一定以上の率で割増賃金を支払う義務があります

使用者は、労働者に**時間外労働、休日労働、深夜労働**を行わせた場合には、法令で定める割増率以上の率で算定した**割増賃金**を支払わなければなりません。（労働基準法第37条第1項・第4項、労働基準法第37条第1項の時間外及び休日の割増賃金に係る率の最低限度を定める政令）

割増賃金率	時間外労働	2割5分以上（1か月60時間を超える時間外労働については5割以上 <sup>(注1)</sup> ）
	休日労働	3割5分以上
	深夜労働	2割5分以上

割増賃金は、次のように算定します。（注2）

$$\text{割増賃金額} = \boxed{1\text{時間当たりの賃金額} \text{ (注3)}} \times \text{時間外労働、休日労働、または深夜労働を行わせた時間数} \times \text{割増賃金率}$$

（注1）中小企業についても、2023年4月1日から適用されています。

（注2）時間外労働が深夜業（午後10時から午前5時まで）となった場合は5割以上（2割5分+2割5分）、休日労働が深夜業となった場合は6割以上（3割5分+2割5分）の割増賃金を支払う必要があります。

（注3）1時間当たりの賃金額は、月給制の場合、次のように計算します。  
月の所定賃金額 ÷ 1か月の（平均）所定労働時間数

## ■ ■ ■ 「割増賃金の基礎となる賃金」から除外できるもの

割増賃金の基礎となるのは、所定労働時間の労働に対して支払われる「1時間当たりの賃金額」です。例えば月給制の場合、各種手当も含めた月給を、1か月の所定労働時間で割つて、1時間当たりの賃金額を算出します。このとき、以下の①～⑦は、労働と直接的な関係が薄く、個人的事情に基づいて支給されていることなどにより、**基礎となる賃金から除外することができます**。（労働基準法第37条第5項、労働基準法施行規則第21条）

- ① 家族手当
- ② 通勤手当
- ③ 別居手当
- ④ 子女教育手当
- ⑤ 住宅手当
- ⑥ 臨時に支払われた賃金
- ⑦ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

①～⑦は、例示ではなく、限定的に列挙されているものです。これらに該当しない賃金は全て算入しなければなりません。

また、①～⑤の手当については、このような名称の手当であれば、全て基礎となる賃金から除外できるというわけではありません。詳しくは、裏面をご覧ください。



## ■ ■ ■ 除外できる手当の具体的範囲について

表面の①～⑤の手当については、このような名称の手当であれば、全て割増賃金の基礎となる賃金から除外できるというわけではありません。

**家族手当、通勤手当、住宅手当**について、除外できる手当の具体的範囲は、下表のとおりです。

### ① 家族手当

割増賃金の基礎から除外できる家族手当とは、**扶養家族の人数またはこれを基礎とする家族手当額を基準として算出した手当**をいいます。

具体例	除外できる例	扶養家族のある労働者に対し、家族の人数に応じて支給するもの。 (例) 扶養義務のある家族1人につき、1か月当たり配偶者1万円、その他の家族5千円を支給する場合。
	除外できない例	扶養家族の有無、家族の人数に関係なく一律に支給するもの。 (例) 扶養家族の人数に関係なく、一律1か月1万5千円を支給する場合。

### ② 通勤手当

割増賃金の基礎から除外できる通勤手当とは、**通勤距離または通勤に要する実際費用に応じて算定される手当**をいいます。

具体例	除外できる例	通勤に要した費用に応じて支給するもの。 (例) 6か月定期券の金額に応じた費用を支給する場合。
	除外できない例	通勤に要した費用や通勤距離に関係なく一律に支給するもの。 (例) 実際の通勤距離にかかわらず1日300円を支給する場合。

### ③ 住宅手当

割増賃金の基礎から除外できる住宅手当とは、**住宅に要する費用に応じて算定される手当**をいいます。

具体例	除外できる例	住宅に要する費用に定率を乗じた額を支給するもの。 (例) 賃貸住宅居住者には家賃の一定割合、持家居住者にはローン月額の一定割合を支給する場合。
	除外できない例	住宅の形態ごとに一律に定額で支給するもの。 (例) 賃貸住宅居住者には2万円、持家居住者には1万円を支給する場合。

◆ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。



# 必ずチェック! 最低 賃金!

働く人と雇う人のための  
ルールです!

## 新潟県 最低賃金

令和6年

10月1日から

時間額

985 円

前年比

54円  
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。



最低賃金に  
関する  
特設サイト



[最低賃金 特設サイト](#)

最低賃金に関する  
お問い合わせは  
新潟労働局または  
最寄りの労働基準監督署へ



[新潟労働局](#)

賃金引上げ  
特設ページ  
賃金引上げに向けた  
支援策等を掲載しています。



[賃金引上げ特設ページ](#)

中小企業事業者の皆さんへ  
業務改善  
助成金  
最大  
600万円を  
助成





「最低賃金制度」は、  
働くすべての人に、**賃金の最低額(最低賃金額)**  
を保障する制度のことです！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、  
すべての労働者に適用されます。

## 確認の方法は？

(※1)  
確認したい賃金を時間額にして、  
最低賃金額(時間額)と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

### 1 時間給の場合

$$\begin{array}{c} \text{時間給} \\ \hline \text{円} \end{array} \geq \begin{array}{c} \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \end{array}$$

### 2 日給の場合

$$\begin{array}{c} \text{日給} \\ \hline \text{円} \end{array} \div \begin{array}{c} \text{1日の平均所定労働時間} \\ \hline \text{時間} \end{array} = \begin{array}{c} \text{時間額} \\ \hline \text{円} \end{array} \geq \begin{array}{c} \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \end{array}$$

### 3 月給の場合

$$\begin{array}{c} \text{月給} \\ \hline \text{円} \end{array} \div \begin{array}{c} \text{1か月の平均所定労働時間} \\ \hline \text{時間} \end{array} = \begin{array}{c} \text{時間額} \\ \hline \text{円} \end{array} \geq \begin{array}{c} \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \end{array}$$

### 4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で  
各手当(職務手当など)が  
月給の場合

- ① 基本給(日給) → 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給) → 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額  $\geq$  最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精勤手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

## 使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で自分の  
地域の最低賃金を  
チェックしましょう！

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を  
積極的に活用しましょう。

### 業務改善助成金

最大  
600万円を  
助成

業務改善助成金  
コールセンター

0120-366-440

「業務改善助成金」とは

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

検索



#### 支給の要件



事業場内最低賃金の  
引上げ



引上げ後の  
賃金額の支払い



生産性向上に資する  
機器・設備などを導入



解雇、賃金引下げ等の  
不交付事由がない

設備投資等に  
要した費用の  
一部を助成

#### 助成金 支給まで の流れ



交付申請書・  
事業実施計画などを、  
事業場がある都道府県  
労働局に提出



交付決定後、  
提出した  
計画に沿って  
事業実施



実施結果  
報告書・  
支給申請書を  
労働局に提出



支給

専門家による  
無料相談を  
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革  
推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら▶ 働き方改革推進支援センター 検索

働き方改革  
推進支援  
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の  
引上げに取り組む事業者に対して、  
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら▶ 働き方改革推進支援資金 検索

リサイクル適性④  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。  
(R6.9)

# 新潟県の最低賃金

地域別最低賃金	最低賃金額	適用の範囲	効力発生年月日
 新潟県最低賃金 985円 効力発生年月日 令和6年10月1日 新潟デザイン専門学校 デジタルデザイン科 橋口 明利さん作品	時間額 円 <b>985</b>	新潟県内の事業場で働く すべての労働者に適用  （パート・アルバイト・臨時・嘱託等、 などの雇用形態の方も含まれます。 また、下記の特定最低賃金が適用除外 となる方も含まれます。）	6. 10/1
特定最低賃金	最低賃金額	適用除外業務及び年齢	効力発生年月日
電子部品・デバイス・ 電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具 製造業  (電球製造業 及び 電気計測器製造業 を除く)	時間額 円 <b>1,005</b>	1. 18歳未満又は65歳以上の者 2. 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの 3. 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 操作が容易な小型機械を使用して行う電気機械器具、 情報通信機械器具若しくは電子部品・デバイス部品の 組立て又は加工業務 ハ 組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、 曲げ、磨き、刻印打ち、かしめ、塗油、検品、材料の送給、 取りそろえ、選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務 ニ 運搬(動力によるものを除く。)、用務員、賄いの業務	5. 12/27
自動車(新車)、 自動車部分品・附属品 小売業	時間額 円 <b>1,015</b>	1. 18歳未満又は65歳以上の者 2. 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの 3. 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者	6. 12/8
各種商品小売業  (衣食住にわたる商品を小売する百貨店、総合スーパー等)		新潟県最低賃金額が各種商品小売業特定最低賃金額(932円)を上回ったため、 令和6年10月1日から新潟県最低賃金額の <b>985円</b> が適用されます。	

- ※ 業種分類は日本標準産業分類に基づいたものです。
- ※ 最低賃金は、公益・労働者・使用者の各代表委員からなる審議会の審議・答申を経て改正決定されています。
- ※ 最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金に限定されます。  
なお、賃金が時間額以外の基準(日額、月額、その他)で定められている場合は、日額、月額等を時間額に換算して比較することとなります。  
また、次の賃金は対象になりません。
  - ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
  - ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
  - ③ 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金(割増賃金など)
  - ④ 精勤手当、通勤手当、家族手当
- ※ 派遣労働者は、派遣先の地域(産業)に適用される最低賃金が適用されます。
- ※ 中小企業・小規模事業場のみなさまへの支援策を行っております。
  - ・賃金引き上げを支援する「業務改善助成金」は、新潟労働局雇用環境均等室(025-288-3528)までお気軽にご相談ください。
  - ・賃金引き上げにお悩みの方は、「新潟働き方改革推進センター」(0120-009-229)までお気軽にご相談ください(相談無料)。

## 最低賃金に関するお問い合わせは

**新潟労働局賃金室または最寄りの労働基準監督署まで**  
(TEL 025-288-3504)

(新潟、長岡、上越、三条、新発田、新津、小出、十日町、佐渡)

新潟労働局ホームページ



# 冬季無災害運動 推進中！

取組  
期間

令和6年12月1日～令和7年2月28日

～冬季に発生しやすい特有の災害に対する防止対策に取り組みましょう～



凍結路面での交通事故



雪下ろし中の墜落



積雪・凍結路面での転倒



除雪機の刃部との接触

## 冬季に起きる災害！！

### 凍結

→転倒、交通事故など

### 積雪

→雪下し時の墜落、転倒、交通事故、除雪機への巻き込まれなど

## 災害を防止するには

### ◎交通事故

- ・チェーンや冬用タイヤの早めの装着
- ・急発進、急加速、急ハンドル、急ブレーキをしない
- ・二輪車は特に注意

### ◎転倒

- ・耐滑性の高い靴の着用
- ・滑止めマットなどの使用
- ・除雪の徹底

### ◎雪下ろし時の墜落

- ・保護帽と墜落防止用器具の着用
- ・2名以上の作業を徹底

### ◎除雪機の刃部との接触

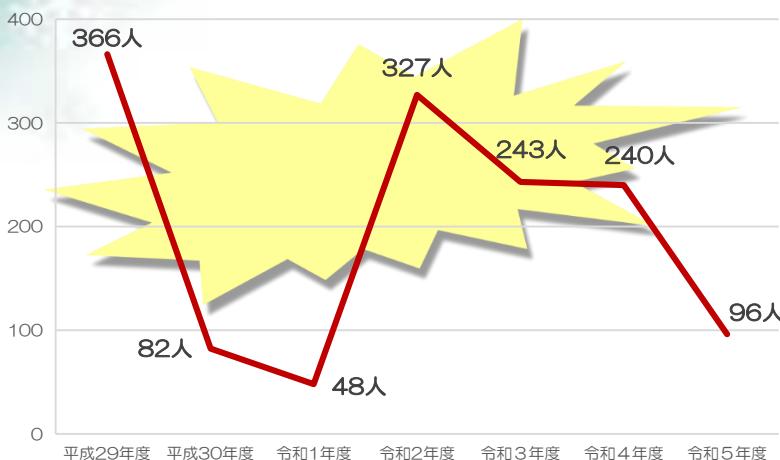
- ・点検調整時の電源オフとその明示
- ・除雪エリアへの立入禁止とその明示



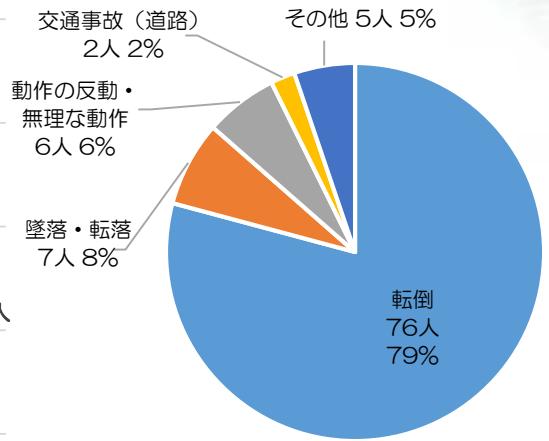
新潟労働局・各労働基準監督署

# 雪による労働災害に注意!!

雪による労働災害発生件数の推移（新潟県\_休業4日以上）



事故型別労働災害発生状況（新潟県\_休業4日以上）



※ 統計期間「令和5.12.1～令和6.3.31」

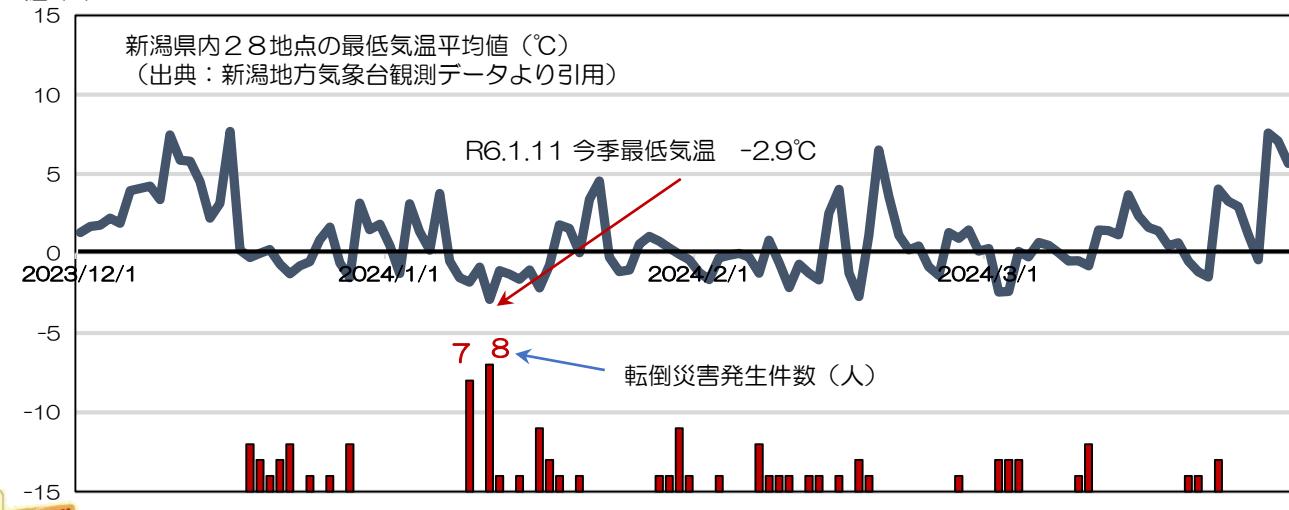
## 転倒災害発生状況（令和5年12月1日～令和6年3月31日）

積雪・凍結等による転倒災害では…



最低気温は、その地域によってバラツキはありますが、相対的に最低気温が氷点下2度以下となると、急激に発生リスクが高まる傾向となっています。

気温 (°C)



大雪や低温に関する気象情報を迅速に把握しよう！

（参考）

新潟県ホームページ「新潟県の雪の情報」  
<http://www.chiiki.pref.niigata.jp/yuki/>



敷地内の出入口、駐車場、屋外通路の転倒リスクの重点的な点検、注意喚起等、労働者の年齢・性別に応じた対策を取りましょう！

年齢別・男女別発生状況



事業主の皆さんへ

# 労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、  
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも...

- ・ 足場／局所排気装置等の設置・移転・変更届  
(労働安全衛生法第88条に基づく届出)
- ・ 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
- ・ 特定元方事業者の事業開始報告

など多くの届出等が電子申請可能です



[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html)

電子申請の詳細は  
こちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せず  
に手続きすることができます。

- ・ 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- ・ スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- ・ 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！



厚生労働省労働基準局  
広報キャラクター たしかめん



厚生労働省 · 都道府県労働局 · 労働基準監督署

電子申請に当たっては

# 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス

をご活用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス

帳票作成メニューへ  
(電子申請を利用しない方はこちら) ➤

帳票作成メニューへ  
(電子申請を利用する方はこちら) ➤

ひとくらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

※ 令和7年1月1日より、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらの報告にも、入力支援サービスをご活用ください。

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 事業の附属寄宿舎内の災害報告

スマートフォンからの電子申請も可能です/  
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶  
厚生労働省HPにリンクします

